

新型コロナウイルス感染症に係る産業振興施策について（令和3年度）

1 区内の状況

（1）新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利用者ヒアリング調査の概要

調査実施日	令和3年3月1日～令和3年3月26日
調査方法	電話での聞き取り調査
調査対象者	1,574件
有効回答件数	827件（回答率52.5%）

今後3か月の資金繰りの状況

問題ない・なんとかしている（334件/56.0%）、追加融資（150件/25.2%）、借換（68件/11.4%）

【主な意見】

- 当面の問題はないが、先行きが不透明なので追加融資等も考えている。

経営上の課題（複数回答）

取引先からの受注減（358件/43.3%）、来客数の減少等（124件/15.0%）、

仕入れ価格の上昇（82件/9.9%）

【主な意見】

- 後継者・技術のある人が不足している。今後受注が増えても対応できないことが考えられる。

経営上の不安（複数回答）

消費低迷・販売不振（373件/45.1%）、融資の返済（89件/10.8%）、

人材不足（64件/7.7%）、先行き不透明（64件/7.7%）

【主な意見】

- 仕事の形態や市場の変化についていけるのか不安がある。

- 今後若い世代の人材を雇用できるか（資金面、人材面）。

今後の取り組み（複数回答）

新商品・新サービス開発（139件/16.8%）、新規販路開拓（134件/16.2%）、

既存顧客への営業強化（116件/14.0%）

【主な意見】

- PCとネットワーク環境を整備。Webサイトやネット販売を強化

割合については「無回答」を除いて算出した数値

（2）新型コロナウイルス感染症緊急対策資金あっせん件数の状況

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
475件	689件	429件	358件	93件	68件	98件	76件	49件	66件	34件	45件	66件	57件	72件

令和2年3月から令和3年5月までのあっせん件数 2,675件

(3) 休業・時間短縮を要請されている業界への影響調査

商店会実態調査

商店街巡回相談員及び商業コーディネーターにより、商店会に対してヒアリングを実施している。
(6月4日現在調査継続中)

【現時点での分析(速報)】

● 商店会の現状について

区内商店会のおよそ半数が、加盟店の加入促進やイベントを実施しておらず、商店会機能の維持が危機的な状況に置かれている。また、役員の高齢化が進み活気のある商店会は一部に限られている。

● 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

会員の業種業態によって状況は様々だが、商店会全体では時短休業要請や来街者の減少により厳しい状況に置かれている。各商店会は会費を免除する等の対応を行っている。

● 区への要望等

- キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業を引き続き実施してほしい。
- 補助金の申請スキームをより活用しやすいものにしてほしい。
- イベントをしたいが会費を免除しているため、資金を捻出できないので支援がほしい。

● 今後の対応の視点

既存の商店会のほとんどが縮小傾向にあり、解散する商店会が散見されはじめている。
一方で、新たな個店の集積が進んできている。それらの事業者を商店会に引き込んでいくことや新たな商店会を組織するきっかけづくりになるような施策が必要となっている。

向島花街現況調査

向島墨堤組合の加盟料亭へのヒアリングを実施した。

【現時点での分析(速報)】

● 新型コロナウイルス感染症拡大による影響

- 料亭においては酒類の提供は必要不可欠なものであり、休業せざるを得ない状況にある。
- 料亭が休業することで、芸者衆の活動の場が失われ、モチベーションが低下してしまっている。
- 料亭は協力金の対象となるが、芸者衆は協力金もなく、非常に厳しい状況にある。

● 区への要望等

- コロナ禍で他に得られる支援が無い芸者衆への支援を検討してほしい。
- 新人芸者の稽古代等、後継者育成の支援を行ってほしい。
- 花街であることが感じられる風情をつくってほしい。

● 今後の対応の視点

料亭の廃業は経済的な理由ではなく、後継者の不在が原因であることが多い。まちの雰囲気づくりと合わせて、後継者の育成を支援する施策が、花街の文化を後世に継承していくために求められている。

2 新型コロナウイルス感染症拡大による影響に対応した主な取組

「新しい生活様式を強みにする」という視点で、新型コロナウイルス感染症拡大による影響に対応した産業振興施策を展開してきた。

このことに加え、経営上の喫緊の課題である「受注減」、「来客数の減少」に対応するため、仕事と来客数を増やし、事業が継続できるようにする支援を優先的に実施する。

(1) 困難な状況にある事業者へ継続支援する

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金の融資あっせん期間延長

セーフティネット保証制度の期間延長を踏まえ、6月30日までとなっている融資あっせん期間を年内まで延長する。

(2) 来客数を増やす

第2弾 キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業（令和2年度予算繰越分）の着実な実施

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除後に、実施できる状況を見極め、墨田区商店街連合会及びキャッシュレス決済事業者と協議の上、速やかに実施する。

第3弾 キャッシュレス決済促進・ポイント還元事業実施の検討

第2弾の成果を見据えつつ、10月から事業者が負担するキャッシュレス手数料が有料化される予定であることも鑑み、事業効果を持続・拡大するため更なる実施について検討する。

商店街や事業者が行うイベント等に対する補助金の拡充

緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除後に商店会や事業者が、都や区の補助事業を利用して実施するイベント等に対して補助金を拡充する。

(3) 仕事を増やすため、事業転換や職場環境整備の変化を支援する

区内企業ビジネスモデル転換支援事業

区内事業者が行う新分野展開や業態転換等への支援体制を強化することを目的に、国の事業再構築補助金等の活用支援及びポストコロナに向けた事業支援を展開するため、すみだビジネスサポートセンターのコーディネーターの増員を行った。

人材確保・定着支援事業補助金の拡充

ポストコロナに向けた雇用の創出と従業員の定着につなげるため、新型コロナウイルスの影響等を踏まえた就業環境の整備（就業規則の作成・見直しを含む。）に取り組む事業者に対し、経費の一部を補助している（5月～）。

就業規則への補助

就業規則の作成・見直し・確認のため、新たに社会保険労務士又は弁護士への相談・委託に要した経費を補助する。 補助率 1/2、上限 10 万円

職場の環境整備補助

上記 による作成・見直し・確認を行った就業規則に基づき、区内の事業所で実施する職場の環境整備に要した経費を補助する。 補助率 1/2、上限 100 万円